

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の

長期優良住宅 認定制度

の概要について

いつまでも
安心・快適な住まいに暮らす

発行  一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

<http://www.hyoukakyoukai.or.jp/>

長期優良住宅建築等計画の認定に関する相談窓口（コールセンター）

TEL : 03-5229-8136 ※おかげ間違いのないようご注意ください。

相談対応時間 9:30～12:00・13:00～17:30（土曜日・日曜日・祝日を除く）



[増築・改築版] も配布しています。
併せてご活用ください。

このパンフレットは、平成 29 年 2 月 20 日現在で施行されている法令等に基づき作成しております。



「長期優良住宅」とは…

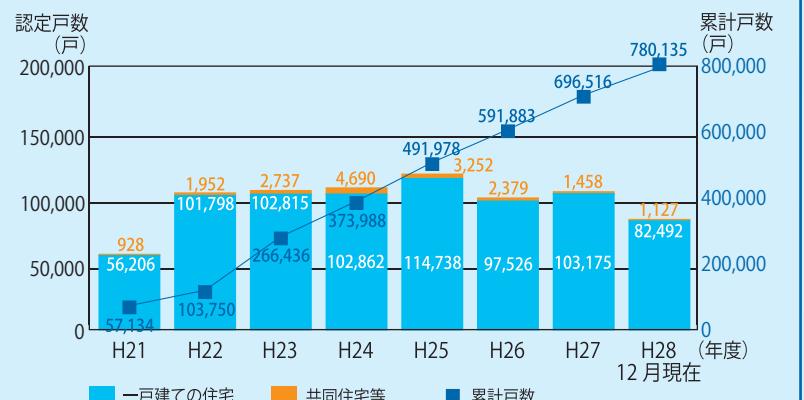
長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定するものです。平成21年6月より新築を対象とした認定が開始され、平成28年4月より既存住宅の増築・改築を対象とした認定も開始されました。

本パンフレットでは、制度の紹介や利用を促す普及資料としてご活用いただくことを目的に、新築を対象とした長期優良住宅認定制度について、その概要と手続きの流れを説明しています。

長期優良住宅認定制度は平成21年6月4日より施行され、平成28年12月末現在で約78万戸が認定を受けています。(実績数は新築と増築・改築の合計)

認定戸数は年間10万戸程度で推移しており、新築される一戸建て住宅の約4戸に1戸は長期優良住宅の認定を取得しています。

【各年度の認定戸数と認定累計戸数】



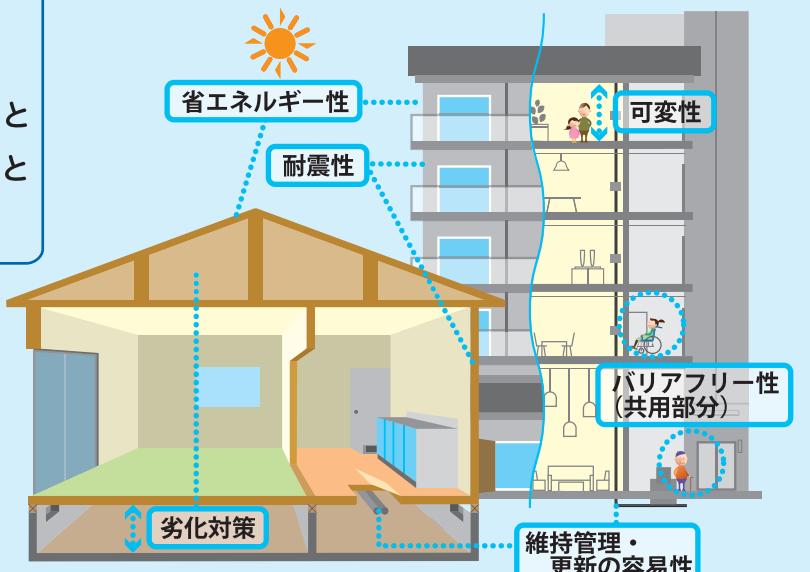
出典：国土交通省発表資料より作成

「長期優良住宅」とは、大きく分けて以下A～Dの4つの措置が講じられている住宅を指します。

- A. 長期に使用するための構造及び設備を有していること
- B. 居住環境等への配慮を行っていること
- C. 一定面積以上の住戸面積を有していること
- D. 維持保全の期間、方法を定めていること

→詳しくは、③④ページ

【長期優良住宅の主な「認定基準】



「長期優良住宅」の認定を受けるためには、A～Dの全ての措置を講じ、必要書類を添えて所管行政庁に申請することが必要です。

認定後、工事が完了すると維持保全計画に基づく点検などが求められます。

→詳しくは、⑤⑥ページ

問合せ先：国土交通省



●●● 長期優良住宅 新築 のメリット

長期優良住宅（新築）の認定を受けた住宅は、補助金、住宅ローンの金利引き下げ、税の特例や地震保険料の割引等を受けることができます。要件等の詳細については各問い合わせ先にてご確認ください。

地域型住宅グリーン化事業（長寿命型）

地域の中小工務店等*が整備する長期優良住宅について、補助金を受けることが可能です。

- 補助対象経費の1割以内の額で、かつ
住宅1戸当たり100万円（上限）など

* 流通事業者、建築士等の関連事業者とともに連携体制を構築し、本事業の採択を受けたグループに属する中小工務店等。
採択グループは以下の問い合わせ先を参照。

問合せ先：地域型住宅グリーン化事業評価事務局

住宅ローンの金利引き下げ

長期優良住宅を取得する場合、住宅ローンの金利の引き下げ等を受けることが可能です。

- フラット35S
<金利Aプラン>フラット35の借入金利を
当初10年間、年0.3%引き下げ

- フラット50
償還期間の上限が50年間。住宅売却の際に、
購入者へ住宅ローンを引き継ぐことが可能。

問合せ先：（独）住宅金融支援機構お客様センター
0120-0860-35



税の特例措置

長期優良住宅の認定を受けることで、一般住宅に比べて税の特例措置が拡充されています。

<H33年12月31日までに入居した場合>

- 所得税（住宅ローン減税）：限度額の引き上げ
控除対象限度額 4,000万円 ⇒ 5,000万円
(控除率 1.0%、控除期間 10 年間、最大控除額 500 万円)

- 所得税（投資型減税）
標準的な性能強化費用相当額（上限：650 万円）
の10%を、その年の所得税額から控除

※住宅ローン減税と投資型減税は、いずれかの選択適用（併用は不可）

<H30年3月31日までに入居した場合>

- 登録免許税：税率の引き下げ
①保存登記 0.15% ⇒ 0.1%
②移転登記 [戸建て] 0.3% ⇒ 0.2%
[マンション] 0.3% ⇒ 0.1%

- 不動産取得税：課税標準からの控除額の増額
控除額 1,200 万円 ⇒ 1,300 万円

- 固定資産税：減税措置（1／2減額）適用期間の延長
[戸建て] 1～3年間 ⇒ 1～5年間
[マンション] 1～5年間 ⇒ 1～7年間

問合せ先：国土交通省
03-5253-8111



地震保険料の割引き

長期優良住宅では、認定基準に定める耐震性が求められます。
所定の確認資料を提出することで、住宅の耐震性に応じた保険料の割引きを受けることが可能です。

<住宅が次のいずれかに該当する場合>

- 耐震等級割引き
住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づく耐震等級を有している建物であること。
⇒（割引率）耐震等級2：30%
⇒（割引率）耐震等級3：50%
- 免震建築物割引き
品確法に基づく免震建築物であること
⇒（割引率）50%

問合せ先：地震保険料の割引き商品を扱う損害保険会社



「認定基準」について

「長期優良住宅」の認定を受けるためには、次のような認定基準を満たすことが必要です。

長期優良住宅認定制度は、「一戸建ての住宅」「共同住宅等」のどちらも利用できます。

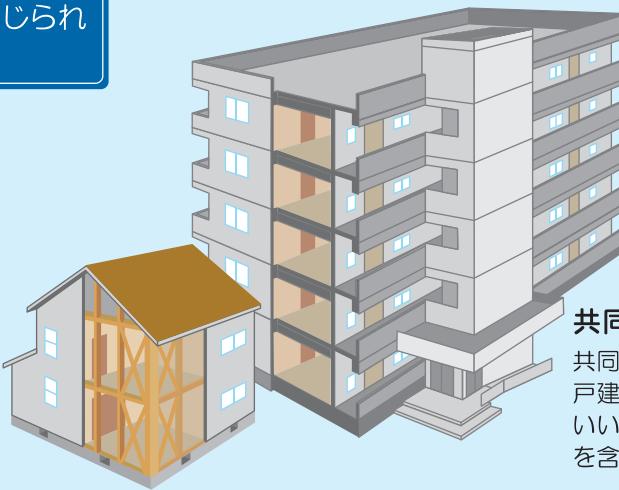
劣化対策
数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。

耐震性
極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。

省エネルギー性
必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。

維持管理・更新の容易性
構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修・更新）を容易に行うために必要な措置が講じられていること。

一戸建ての住宅
一戸建ての住宅で人の居住の用以外に供する部分を有しないものに限ります。



認定基準の詳しい内容は「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年2月24日国土交通省告示第209号）」をご覧ください。また、認定基準は住宅性能表示制度の評価方法基準を引用しているため、そちらもあわせてご参照ください。（検索については下記参照）

可変性（共同住宅・長屋）
居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。

バリアフリー性（共同住宅等）
将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。

居住環境
良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。

住戸面積
良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。

維持保全計画
建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画を策定されていること。

※「長期使用構造等」とは、「劣化対策」「耐震性」「省エネルギー性」「維持管理・更新の容易性」「可変性」「バリアフリー性」の6つの性能項目です。

長期優良住宅（新築）の認定基準【概要】

性能項目等	新築基準の概要		一戸建ての住宅	共同住宅等	性能項目等	新築基準の概要		一戸建ての住宅	共同住宅等			
劣化対策	劣化対策等級（構造躯体等） 等級3 かつ 構造の種類に応じた基準		○	○	バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（共用部分） 等級3 ※一部の基準を除く		—	○			
	木造	床下空間の有効高さ確保及び床下・小屋裏の点検口設置など			省エネルギー性	断熱等性能等級 等級4		○	○			
	鉄骨造	柱、梁、筋かいに使用している鋼材の厚さ区分に応じた防錆措置 または 上記木造の基準			居住環境	地区計画、景観計画、条例によるまちなみ等の計画、建築協定、景観協定等の区域内にある場合には、これら的内容と調和を図る。 ※申請先の所管行政庁に確認が必要		○	○			
	鉄筋コンクリート造	水セメント比を減ずるか、かぶり厚さを増す			住戸面積	一戸建ての住宅	75 m ² 以上	○	○			
耐震性	耐震等級（倒壊等防止） 等級2 または 耐震等級（倒壊等防止） 等級1 かつ 安全限界時の層間変形を1/100（木造の場合1/40）以下 または 品確法に定める免震建築物		○	○	維持保全計画	共同住宅等	55 m ² 以上					
						※少なくとも1の階の床面積が40 m ² 以上（階段部分を除く面積） ※地域の実情を勘案して所管行政庁が別に定める場合は、その面積要件を満たす必要がある。						
						以下の部分・設備について定期的な点検・補修等に関する計画を策定 ・住宅の構造耐力上主要な部分 ・住宅の雨水の浸入を防止する部分 ・住宅に設ける給水又は排水のための設備		○	○			
維持管理・更新の容易性	維持管理対策等級（専用配管） 等級3		○	○		政令で定めるものについて仕様並びに点検の項目及び時期を設定						
	共同住宅等のみ適用	・維持管理対策等級（共用配管） 等級3 ・更新対策（共用排水管） 等級3										
可変性	躯体天井高さ2,650mm以上		—	○ (共同住宅及び長屋に適用)	長期使用構造等・維持保全計画について		住宅性能表示制度の「評価方法基準」の等級について					
					長期使用構造等	検索	評価方法基準	検索				



「認定手続き」から「工事完了後」の基本的な流れ

「認定手続き」の流れ

*申請は着工前までに行う
必要があります

技術的審査の
依頼

適合証の交付
(評価機関に申請)

所管行政庁への
認定申請

認定／着工

「工事完了後」の流れ

工事
完了

維持保全計画に
基づく点検

調査・修繕・改良
(必要に応じて)

記録の作成・保存



申請者（建築主・分譲事業者など）

※申請手続きは、施工事業者等が代理で行うことも可能です。



技術的審査
(所管行政庁が適合証)
の提出を求める場合

交付

依頼

登録住宅性能評価機関

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

↓
適合証の交付

※手続きの詳細は、
「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会」または「登録住宅
性能評価機関」にて確認してください。



工事完了時には、原則として認定を受けた計画に基づいて工事が完了した旨の報告が必要となります。

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するためには、建築時において耐久性を確保するとともに、工事完了後に計画的に点検を行い、適切に補修及び改良等を行うことが必要になります。

認定を受けられた方は、申請時に作成した維持保全計画に従って計画的に点検を実施し、必要に応じて調査・修繕・改良を行うこと、さらにその内容の記録を作成し保存することが求められます。



【申請に必要な書類】

次の書類を申請者が作成し、所管行政庁に提出する。<規則第2条関係>

認定申請書 (規則第一号様式)

添付図書

- 1 設計内容説明書
 - ・認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。
- 2 各種図面・計算書
 - ・認定申請する対象住宅が、申請書に添付された設計内容説明書のとおりに設計されていることを確認するための書類。
- 3 その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）
 - ・登録住宅性能評価機関の技術的審査をあらかじめ受けた場合における当該機関が発行する適合証（技術的審査を受けた設計内容説明書も添付）など。

(建築確認審査を同時に希望する場合)

建築確認に関する申請図書

【維持保全における定期的な「点検」と「調査」・「修繕」・「改良」の流れ】

